奈良県告示第百三十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十四条第二号の規定により、 次の肥

料の登録は失効した。

平成二十二年七月二十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

	_				
地					
奈良市杏町一六九 二十日	 奈				
食品協業組合			ミール		号
ヤマトハイミール	該当なーセ	窒素全量	フェザー	蒸製毛粉	第七七八
)
は名称及び住所	の規格	量 (%)	称	類	(奈良県
生産業者の氏名又	そ の 他	保証成分る	肥料の名	肥料の種	登録番号